

福岡市訪問型在宅レスパイト事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療的ケアを要する障がい者の介護を行う者の負担の軽減を図ることを目的として、福岡市（以下「市」という。）が実施する福岡市訪問型在宅レスパイト事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び健康保険法（大正11年法律第70号）の定めるところによるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 医療的ケア 人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの日常生活に不可欠な支援

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、市とする。

(利用対象者)

第4条 本事業の利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市に居住する者
- (2) 18歳以上の者（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者は除く。）
- (3) 障がい福祉サービスの短期入所の医療型（以下「医療型短期入所」という。）の支給決定を受けた者
- (4) 人工呼吸器管理又は気管切開部の処置が必要な者
- (5) 在宅で同居者（以下「家族等」という。）による介護を受けて生活している者
- (6) 訪問看護により医療的ケアを受けている者

2 前項各号に該当するか否かの確認は、次に定める方法により行う。

- (1) 前項第1号から第3号までについては、障がい福祉サービス受給者証の記載により確認する。
- (2) 前項第4号については、医療型短期入所の支給決定時の書類又は訪問看護指示書（福岡市訪問型在宅レスパイト事業用）（様式第4号）により確認する。この場合においては、人工呼吸器管理又は気管切開部の処置が必要と確認できる訪問看護指示書をもって様式第4号にかえることができる。
- (3) 前項第5号については、医療型短期入所申請時の申告及び住民基本台帳により確認する。
- (4) 前項第6号については、指定訪問看護事業者との契約書の写し及び直近の訪問看護報告書の写しにより確認する。

(サービスの提供内容)

第5条 本事業のサービス（以下単に「サービス」という。）の提供内容は、市との間で本事業に係る協定書を締結した指定訪問看護事業者の看護師等が利用決定（第10条第1項の規定により、本事業のサービスの利用を決定することをいう。以下同じ。）を受けた障

がい者の自宅に滞在し、医療的ケアを伴う見守りを提供するものとする。

(サービスの利用時間)

第6条 サービスの利用時間は、利用決定を受けた障がい者1人につき年間48時間を限度とする。

(サービスの提供方法)

第7条 サービスの提供方法は、指定訪問看護の提供に引き続き行うものとする。

(サービスの提供費用)

第8条 利用者が登録事業者に支払うべきサービス利用に要した費用については、利用者負担額を除いて、市が利用者に支給することとする。ただし、当該支給については、利用者に代わり、登録事業者に対して支給するものとする。この場合、当該費用については、市から利用者に対する支給が、また利用者から事業者に対する支払があったものとみなす。

2 前項に規定するサービス利用に要した費用は、別表に定めるところにより求めた費用とし、利用者負担額は、当該費用の1割とする。ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯は利用者の負担を免除する。

3 サービスの提供費用は、別表に定めるとおり30分を単位として算定し、30分未満のサービス提供時間は30分に切り上げることとする。

(利用申請)

第9条 サービスの利用を希望する障がい者（以下「申請者」という。）は、福岡市訪問型在宅レスパイト事業 利用（変更）申請書（様式第1号）に障がい福祉サービス受給者証及び第4条第2項第2号及び第4号に定める資料を添えて、区長に申請しなければならない。

(利用決定)

第10条 区長は、前条の規定による申請があったときは、サービスの利用の可否の決定を行うものとする。

2 区長は、前項の決定を行ったときは、福岡市訪問型在宅レスパイト事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 給付費の支給を決定する際の支給決定期間は、1年とする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りではない。

4 前項の場合において、支給決定期間の開始日が月の初日以外の場合は、当該開始日の属する月の末日までの期間に当該月の翌月の初日から1年を加えるものとする。

(変更等の届出)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者は、区長に福岡市訪問型在宅レスパイト事業利用（変更）申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(1) 利用者が管轄行政区内で居住地を変更するとき。

- (2) 利用者の収入等が前年に比して著しく減少し、費用負担が困難になったとき。
 - (3) 利用決定内容の変更を希望するとき。
- 2 前項の規定による提出を受けた場合の手続きについては、前条の規定を準用する。

(利用決定の取消し)

第12条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が本事業の利用を辞退したとき。
- (3) 利用者が第4条第1項各号に規定する利用対象者の要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (4) 利用者が偽りその他不正の申請により利用決定を受けたとき。
- (5) その他区長がサービスの利用を不適当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、福岡市訪問型在宅レスパイント事業利用取消通知書（様式第3号）により、利用者に対して通知することとする。

(事業者)

第13条 この事業を行う者は、福岡市内に事業所を有する者で、次に掲げる要件を全て満たす指定訪問看護事業者とする。

- (1) 医療的ケアを要する障がい者に対する看護又は指導について、十分な知識を有すること。
 - (2) サービスの提供に必要な看護師等の人員を有すること。
- 2 前項に該当する事業者は、サービスの提供を実施しようとする場合は、福岡市訪問型在宅レスパイント事業事業者登録申請書（様式第5号）を、実施事業所ごとに市長に提出し、登録を受けるとともに、市との間で協定書（様式第6号）を締結しなければならない。
- 3 前項の協定を締結した事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請の内容に変更が生じた場合は、その内容について福岡市訪問型在宅レスパイント事業事業者登録変更届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係る登録の抹消を行うことができるものとする。
- (1) 登録事業者が不正に給付費の請求を行ったとき。
 - (2) 登録事業者が第1項に定める要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - (3) 登録事業者がこの要綱又は市長が業務に関し行う指示に従って適正なサービスの提供を実施できないと認められたとき。
 - (4) 登録事業所がこの要綱又は市長が業務に関し行う指示に違反したとき。

(サービスの利用)

第14条 利用者は、サービスの提供を受けようとするときは、決定通知書を登録事業者に提示し、登録事業者と契約書を締結しなければならない。

(請求および支払い)

第15条 登録事業者は、給付費のうち、利用者負担額を除いた費用について、市から支払いを受ける場合は、毎月15日までに前月分の部分完了届及び福岡市訪問型在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書兼明細書（様式第5号）に請求書を添えて市長に請求しなければならない。市長は、事業者の請求を審査し、請求を受けた日から30日以内に当該費用を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、事業者に対し事業の実施状況等について報告を求めることができる。

（事業者の遵守事項）

第16条 登録事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 医療的ケアを要する障がい者の自宅に指定訪問看護ステーションの従業者を派遣し、医師の指示に基づく医療的ケアを伴う見守りを適切に行うこと。
- (2) 登録事業者は、医療的ケアを要する障がい者に対してサービスを提供したときは、サービスの提供内容について記録を作成し、これを5年間保存すること。
- (3) サービスの提供の際、事故等が発生した場合は、当該サービスに係る医療的ケアを要する障がい者の家族等及び市長に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じること。
- (4) 業務上知り得た医療的ケアを要する障がい者及びその家族等の個人情報の保護に十分留意すること。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、本事業を実施するに当たり必要な事項については、別に福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

訪問型在宅レスパイト事業 サービスの提供費用 (単位：円)

サービス 提供時間	30分	1時間	1時間30分	2時間	2時間30分	3時間
昼間	2, 750	5, 500	8, 250	11, 000	13, 750	16, 500
夜間	3, 820	7, 640	11, 460	15, 280	19, 100	22, 920
サービス 提供時間	3時間30分	4時間	4時間30分	5時間	5時間30分	6時間
昼間	19, 250	22, 000	24, 750	27, 500	30, 250	33, 000
夜間	26, 740	30, 560	34, 380	38, 200	42, 020	45, 840
サービス 提供時間	6時間30分	7時間	7時間30分	8時間	8時間30分	9時間
昼間	35, 750	38, 500	41, 250	44, 000	46, 750	49, 500
夜間	49, 660	53, 480	57, 300	61, 120	64, 940	68, 760
サービス 提供時間	9時間30分	10時間	10時間30分	11時間	11時間30分	12時間
昼間	52, 250	55, 000	57, 750	60, 500	63, 250	66, 000
夜間	72, 580	76, 400	80, 220	84, 040	87, 860	91, 680

※ 夜間は18時から翌日6時までに支援を行った場合の費用

※ 昼間は夜間以外の時間に支援を行った場合の費用

※ 同一日において、昼間、夜間の時間帯をまたぎ連続してサービスを提供し、ともに30分未満の端数が生じた場合、より多くサービスを提供した時間帯についてその端数を切り上げとし、もう一方の時間帯については切り捨てとする。この場合において、昼間、夜間の時間帯の端数が同じ場合は、夜間の時間帯の端数を切り上げとし、昼間の時間帯の端数は切り捨てとする。